

## 実地研修に係る確認事項チェックシート（居宅用）

実地研修を行う事業所においては、原則として、下記の要件を満たす必要がありますので、このチェックシートで要件を満たしていることを確認してください。

要 件	チェック欄
(1) 利用者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。 ※利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、実地研修の実施等について事業所の管理者から説明を受け、書面により同意していること。	
(2) 医療・介護等の関係者による連携体制があること。 ※利用者の主治医（以下「主治医」という。）から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。 ※家族、主治医、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。 ※主治医、指導看護師および介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。	
(3) 実施研修の場において介護職員等を指導する看護師（以下「指導看護師」という）については、介護職員等数名に対し1名以上の配置が可能であること。	
(4) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を修了していること。	
(5) たんの吸引等の行為については、主治医に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。	
(6) たんの吸引および経管栄養の対象となる利用者が適当数入所またはサービスを利用していること。	
(7) 施設または事業者の責任者および職員が実地研修の実施に協力できること。	
(8) 利用者に関するたんの吸引等について、主治医、指導看護師および介護職員等の参加の下、たんの吸引等の行為に係る技術の手順書が整備されていること。	
(9) 研修実施事業所の管理者が最終的な責任を持って安全の確保のための体制整備を行うため、管理者の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。	
(10) 適切な医学的管理の下で、利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、家族以外の者は、主治医および指導看護師の指導の下で、家族、主治医および指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。	
(11) 指示書や指導助言の記録、実施の記録を作成し、適切に管理・保管すること。	
(12) たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。	
(13) ヒヤリハット事例の蓄積、分析など、事業所の管理者、主治医、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。	
(14) 緊急時の対応の手順をあらかじめ定め、その訓練を定期的に行うとともに、夜間をはじめ緊急時に主治医、指導看護師との連絡体制が構築されていること。	
(15) 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。	
(16) 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。	

## 実地研修に係る確認事項チェックシート（施設用）

実地研修を行う施設においては、原則として、下記の要件を満たす必要がありますので、このチェックシートで要件を満たしていることを確認してください。

要 件	チェック欄
(1) 利用者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。 ※利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、実地研修の実施等について施設長から説明を受け、書面により同意していること。	
(2) 医療・介護等の関係者による連携体制があること。 ※配置医または実施施設と連携している医師（以下「配置医等」という。）から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。 ※配置医等、指導看護師および介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。	
(3) 実施研修の場において介護職員等を指導する看護師（以下「指導看護師」という）については、介護職員等数名に対し1名以上の配置が可能であること。	
(4) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を修了していること。	
(5) たんの吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。	
(6) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置または医療連携体制加算をとっていること。	
(7) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。	
(8) たんの吸引および経管栄養の対象となる利用者が適当数入所またはサービスを利用していること。	
(9) 施設または事業者の責任者および職員が実地研修の実施に協力できること。	
(10) 利用者に関するたんの吸引等について、配置医等、指導看護師および介護職員等の参加の下、たんの吸引等の行為に係る技術の手順書が整備されていること。	
(11) 研修実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。	
(12) 利用者の健康状態について、施設長、配置医等、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。	
(13) 指示書や指導助言の記録、実施の記録を作成し、適切に管理・保管すること。	
(14) たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。	
(15) ヒヤリハット事例の蓄積、分析など、施設長、配置医等、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。	
(16) 緊急時の対応の手順をあらかじめ定め、その訓練を定期的に行うとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医等、指導看護師との連絡体制が構築されていること。	
(17) 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。	
(18) 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。	